令和5年度「富士山の日」記念行事 企画運営管理業務委託 企画提案競技業者選定要領

1 概要

(1)目的

令和6年2月23日に開催する令和5年度「富士山の日」記念行事に係る企画運営管理業務委託における業者の選定にあたり、企画提案方式により最も適したものを選定する。

(2) 業務の名称

令和5年度「富士山の日」記念行事 企画運営管理業務委託

(3) 契約期間

契約日から令和6年3月15日(金)まで

(4) 契約限度額

4,444千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、本業務委託における提案金額の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 記念行事及び委託業務の概要

別添、『令和5年度「富士山の日」記念行事 企画運営管理業務委託仕様書』のとおり。 ただし、業務の仕様等の内容は、契約後予算の範囲内で変更することができるものとする。

3 実施方法

(1) スケジュール (予定)

内 容	日程
質問受付期間	令和5年11月 8日(水)から
	令和5年11月15日(水)正午まで
質問に対する回答	令和5年11月17日(金)まで
企画提案書提出期限(郵送・持参)	令和5年11月22日(水)正午まで必着
企画提案競技 (プレゼンテーション)	令和5年11月28日(火)
選定結果の通知	令和5年11月29日(水)
契約	令和5年11月30日(木)

(2) 質問

質問は、FAX又はEメールにて質問票(様式第1号)により受け付ける。

ア 受付期間:令和5年11月8日(水)から令和5年11月15日(水)正午まで

イ 送付先: FAX番号 055-223-1438

Eメール fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

ウ 回答方法:令和5年11月17日(金)までに、回答をEメールで送付する。

(3) 企画提案書の提出

下記提出先に紙媒体で5部ずつ(山梨県:5部、静岡県:5部 計10部)提出すること。また、提出書類をPDFファイル形式にし、下記Eメールアドレスあてに送付すること。

ア 受付期間:令和5年11月22日(水)正午まで必着

イ 提出 先:山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

Eメール (山梨県) fujisan-hz@pref. yamanashi. lg. jp (静岡県) sekai@pref. shizuoka. lg. jp

※ 企画提案は、1社1提案とする。

ウ 提出書類:企画提案書として、下表の書類を作成・提出すること。

区分		用紙規格
1	表紙	A 4
2	会社概要等整理表	A 4 (様式第 2 号)
3	企画提案の内容	A 4 15 頁程度まで
4	実施体制表	A 4 (様式第 3 号)
5	業務工程表	A 4 (様式任意)
6	経費内訳書	A 4 (様式任意)
7-1	受託実績整理表	A 4 (様式第 4-1 号)
7-2	同種又は類似する業務実績整 理表	A 4 (様式第 4-2 号)

(4) 企画提案競技 (プレゼンテーション)

ア 日時:令和5年11月28日(火)の指定した時間

イ 場所:山梨県防災新館409会議室

ウ 1 社当たりの所要時間:プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

※ 時間、場所等は、辞退者を除く企画提案書提出者各者に通知する。

(5) 企画提案競技に要する費用

企画提案競技に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

4 選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、山梨、静岡両県職員で構成する 審査員が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と山梨県及び静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要となる具体的な履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定基準

別添、「令和5年度「富士山の日」記念行事企画運営業務委託業者選定基準」のとおり。

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和5年11月29日(水)までに、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者に通知する。

5 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある(県庁内の使用に限る)。

(2)辞退

本企画提案競技への参加を辞退する場合は、辞退届(様式第5号)を提出すること。 ※辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにEメールでお知らせする。

(3) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

- ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- イ 山梨県職員、静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な 接触の事実が認められる場合
- ウ その他山梨県及び静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合